

ネグリジエンス訴訟における過失の

立証と事実推定則 (res ipsa loquitur)

早稲田大学英米判例研究会

(代表 矢頭敏也)

この判例研究に参加した者は、早稲田大学大学院法学研究科に在学する左の諸君である。

織田博子 加藤克典 加藤紘捷 土田和博 東野明美
深谷伸悟 堀田牧太郎 本間法之 宮恭伯 室町正実
八木保夫

本稿は、それぞれが行なった報告を素材とし、資料として役立たせることを目的として、各項目の末尾に記名した三名がとりまとめたものである。

(矢頭敏也)

一 事実関係

(一) 原告ウォード夫人は、昼中、被告(本件の上诉人)のス

一 こぼれたヨーグルト事件

Ward v. Tesco Stores Ltd. [1976]

1 W.L.R. 810; [1975] 1 All E.R. 219.

イギリス控訴院民事部 一九七五年十一月十三日判決。(原告勝訴)

パーマーケットへ買物に出掛けた。店は元映画館だった建物で、造りも大きく、店内は今日よく見られるスーパーマーケットのように陳列されていた。買物カゴを手にして店内を廻りながら、丁度奥まで来たとき、原告は、ふいに床上のぬるぬるするものに足をすべらせ転倒し軽傷を負った。転倒する際、そのぬるぬるするものが何であるかは分らなかった。店員に助けられながら立ち上る時、足をすべらせたものは、ヨーグルトらしきものであることが分った。確かにそれは床上にこぼれているヨーグルトであった。後に、店員の一人が、%ほど空になったカートン入りヨーグルトを発見した。この負傷について、原告は、当該店の床の保全体制につき被告に過失があったと主張し、リヴァプール県裁判所に損害賠償請求訴訟を提起した。

(二) 右の事実が原告の立証しえたすべてである。しかし、当該ヨーグルトが、どの位の時間床上にこぼれたままにあったかについては、何ら立証しなかった。ただし、事故発生後の三週間後、同じスーパーマーケットにおいて、原告は床上に、オレンジ・スクワッシュがこぼれているのに気がついた。約十五分間観察していたが、誰もそのこぼれを拭き取りに来なかったと陳述した。

これに対し被告は、自己に過失があったことを否認すると共に、当該床の保全体制につき、①営業日には、日に五、六回床

にブラシをかけていたこと、②床上のこぼれを発見したら、その場にとどまり、直ちに他の者を呼ぶよう店員に指示していたこと、を立証した。しかし、原告が負傷する前、最後にブラシをかけたのは何時だったかについては、証拠を提出しなかった。

(三) 果して争点は、上述のように、原告が、当該ヨーグルトのこぼれが、どの位の時間床上にあったかを立証しなかったにも拘わらず、被告に過失が存在したことの「一応有利な証明 (prima facie case)」を原告は、なしたかということであったが、第一審裁判官であるナンス判事 (Nance, J.) は、それを果したと認定する一方、被告の証拠からは、被告が十分な予防措置を採ったとは認められないとして、原告勝訴の判決を下した。被告は、この判決を不服として、控訴院へ上訴した。

二 上訴理由

当該ヨーグルトが、不当に長い間、床上にこぼれたままであったことを立証するのは原告の責任である。それを立証して、原告は始めて、「事件の一応有利な証明」をなしたとされるのである。然るに、原告は右立証をしなかったのであるから、「事件の一応有利な証明」をなしたと第一審裁判官が判断したのは、法上の過誤である。

この主張を支持するものとして、被告は後掲(七七頁)詳

述のリチャーズ事件 (Richards v. W. F. White Co., Ltd.) を引用した。この事件は、船上で作業をしていた港湾労働者が、船上にこぼれていたオイルに足をすべらせ負傷したというもので、デヴリン判事 (Devlin, J.) は、その判決文の中で、原告が「事件の一応有利な証明」をなすには、当該オイルが、どの位の時間船上にあったかを立証する証拠がなければならぬ旨述べている。

三 判決とその要旨

被告の採った予防措置は不十分であり、原告は結局自己の事件を立証したとする第一審裁判官の判断は正しく、よって上訴は棄却される。

- (一) ロートン判事 (Lawton, L. J.) の意見 (多数意見)
(1) 本件の先例

被告の引用したリチャーズ事件の事実と本件の事実とは異なる。よって本件とは区別される。本件に適用される先例は、後掲 (七五頁) のスコット事件 (Scott v. London and St. Katherine Docks Co.) であり、アール首席判事 (Erie, C. J.) はその判決の中で、原告は、以下に掲げる三つの要件を充たした場合に、「事件の一応有利な証明」をなしたとされる旨宣明している。その三つの要件とは、①侵害するものが、全く被告若

しくは、被告の使用人の管理下におかれていること、②相当な注意がなされていたならば、その事故は発生しなかったはずであること、③被告から特段の説明がないこと、である。

(2) 先例の適用

では本件において、以上の三要件は充たされたか、次に述べる。

- (ア) 本件において、当該スリーパーマーケットの床が被告及びその使用人の管理下におかれていたことは疑いない。
(イ) 当該事故は、事物の通常の成行きからすれば、もし床がきれいにされており、かつ、こぼれが生じてもそれが速やかに処理されていれば、発生しないものであった。第一審裁判官も、この事故は、被告が相当な注意を払っていれば、発生しなかったと判断した。これは正しい。なんとすれば、店員が、ヨイグルトのこぼれを拭き取るのに十分時間があつたとする蓋然性が高いからである。
(ウ) 床にこぼれが存在していたので、事故が発生したとすれば、被告から当該事故は、被告の注意の欠如から発生したのではないことを立証する説明があるべきである。かかる説明がない場合は、原告勝訴となりうる。第一審裁判官は、右の如き状況において、立証責任は、過失の推定を受けている店主、すなわち、被告に課せられているとする後掲 (七六頁) 詳述のターナー事件 (Turner v. res ipsa loquitur)

Arding & Hobbs Ltd.)に依拠する一方、被告の証拠からは、被告の採った予防措置は十分でなかったと判断したが、本件においてこの点の上訴はありえないものである。

ところで、かかる事情の下で、被告に課せられる立証責任とは如何なるものであるか。それは、証拠の質を備えて (evidential) いればよいのであって、蓋然性が高い (probative) ものでなくてよい。つまり、被告は、自己の過失推定に対し反証 (disprove) する必要はないとする。そして第一審裁判官は、被告の立証責任とは、ターナー事件で、ゴダード首席判事 (Goddard, C. J.) が述べた①どのようにしてその物が床に落ちたかを説明するか、②床の状態について強度の証拠を提出するか、のどちらかであるが、被告は、そのどちらも説明しなかったのであるから、結局、原告は自己の事件を立証したとした。これを正しいと認容し、上訴を棄却する。

(二) ミーゴ判事 (Megaw, L. J.) の意見
 ロートン判事の意見に同意する。

(1) 被告は、床上のこぼれから、顧客がスリップする危険を防止するために被告が如何なる予防体制を採るかどうかは問題ではない。原告もどの位の時間、当該ヨーグルトのこぼれが床上にあったかを立証しえないのであるから、被告がどのような

予防体制をとっていたとしても事故の発生を防止することは不可能である。従って原告の請求には理由がないと主張した。しかし、この考えは、私の理解する法に反する。被告は、万一、床の上にこぼれが生じたら、顧客が転倒し、負傷する危険を生み出すことを知っており、または知っていたはずだとの見解を第一審裁判官は採ったが、これは正しかった。被告が上述の主張をなそうとするなら、当該事故は、適切な予防措置にも拘わらず発生したと立証するのは、被告である。

(3) 被告によって引用されたリチャーズ事件は、極めて特殊な事実に関連して考察されねばならないとのロートン判事の意見に同意する。

(三) オームロッド判事 (Ormrod, L. J.) の反対意見

(1) 原告が述べた事故は、被告がどのような程度の注意を払ったとしても発生しえたものであることは明らかである。決定的な問題は、当該事故発生前、どの位の時間ヨーグルトが床上にあったかである。仮りに、事故の直前、ヨーグルトのこぼれが発生したとしたら、被告の講じうる如何なる合理的措置も、この事故を阻止しえなかつたろう。故に、本件における事故発生が、被告の注意懈怠によるものとの立証はなされていないのであり、原告敗訴と考える。

(2) 先例について

この事故は、被告の注意懈怠がなくとも容易に発生しうるものなので、アール首席判事がスコット事件において述べた広い法命題 (proposition) は、適用しえないと考える。本件について言えば、いかなる重要な点についても、リチャーズ事件 (後掲七七頁) におけるデヴリン判事の判決と区別しえない。ヨーロッパがどの位の時間、床上にあったかの証拠がない限り、本件の一応有利な証明はなされえない。もしこれ以外の判断を下すとしたら、被告に、全く不合理な拳証責任を課すことになるであろう。

(3) 被告の立証責任

被告の店はスーパーマーケットであつて、カウンターがあつてそこに店員がいるところではない。従つて、例えば、掃除夫から証言を求めることによつて、被告が行なつた以上の主張をなしうるとは考えられない。つまり、被告が、当該ヨーロッパのこぼれに気がつかなかつたと述べる以外に、どんな証拠を提出しうるか考え及ばないのである。

(4) 結論

右理由により、被告の主張は正しく、よつて本上訴を容認する。(まとめ・加藤絨捷)

二 関連判例

ネグリジェンス訴訟における過失の立証と事実推定則 (res ipsa loquitur)

七五

一 ウォード事件で適用された事件 (原告勝訴事件)

(一) スコット対ロンドン・聖キャサリン埠頭会社事件

「一八六五年二月七日財務控訴裁判所判決」(Scott v. London and St. Katherine Docks Co. (1865) 3 H. & C. 596; 159 E. R. 665; [1861-73] All E. R. Rep. 246.)

(1) 事実関係

原告は、二六年間勤続の税関吏であつたが、事故当時、被告会社所有のある埠頭で、貨物の重量測定を監督を行なつていた。彼の上司により、その埠頭から別の埠頭へ移るよう指示されたので、彼は被告所有の倉庫の内部を通過しながら右埠頭の方へ進んでいたところ、倉庫の出口から出て別の倉庫へ入ろうとする途中で、起重機で倉庫の二階から荷卸し中の六個の砂糖袋が原告の上に落下し、原告は傷害を負つた。このため原告は、ネグリジェンスを理由として被告会社を財務裁判所に訴えた。

財務裁判所のマーティン判事 (Martin, B.) は、原告が被告の過失を立証するに足る証拠を提出していないので、訴を取下げよう指示したが、原告は抗議趣意書 (bill of exceptions) を提出してその指示に従わなかつたため、右判事は陪審に対して被告有利の評決を行なうように説示した。しかしその後、被告会社の使用人の過失の証拠が存するという理由により、右評決を破棄し再審を実施すべしとする仮命令が出され、財務裁判

所によってこれが確定命令とされたため、被告はそれに対して財務控訴裁判所へ上訴した。

(2) 争点 被告の過失を証明する合理的証拠が存在するか否か。

(3) 判決 争点につき積極的判断。上訴棄却。

(4) 判決の要旨 (Griffith 首席判事)

被告の過失を証明するためには、その合理的証拠が存しなればならないが、当該事物が被告又はその使用人の管理の下にあることが証明され、かつ、事故が事柄の通常過程においては、当該事物を管理する者が、適正な注意を払うならば生じないであろうようなものである場合には、被告側による説明がない限り、そのことにより右事故が注意の欠如から生じたものであるという合理的証拠が供せられるのである。本裁判所は、被告のために引用された判例において述べられた法原理に賛同するものであるけれども、本件判決は原審判事の覚書についてなされる解釈に依拠する。メラリー判事 (Melior J.) 及び本官は、その覚書を検討して、本件における過失の合理的証拠が存するとは考えられないが、本裁判所の他の裁判官 (四名) は存するとは考えている。従って財務裁判所の判決は支持され、本件は再審に付されねばならない。再審が実施されれば、証拠の真の意義がより正確に確かめられることとなるであろう。

(二) ターナー対アーディング・アンド・ホップス会社事件
[一九四九年一月八日高等法院王座部判決] (Turner v. Arding & Hobbs, Ltd. [1949] 2 All E.R. 911.)

(1) 事実関係

原告ターナー夫人は、週日の午後二時乃至三時三〇分頃、被告会社の所有する商店で買物をしてしたが、二列のカウンターの間を通過しようとしたところ植物様物質の一片を踏みつけて足を滑らせ、転倒して傷害を負った。このため原告は被告会社に対して、彼女が負った身体傷害に関して損害賠償請求訴訟を提起した。

(2) 争点 (i) 被告に、商店の床を合理的に安全に維持すべき義務があったか否か。(ii) 被告は、右義務の違反がなかったことを立証し得たか否か。

(3) 判決 争点(i)につき積極的判断、争点(ii)につき消極的判断。原告勝訴。

(4) 判決の要旨 (Goddard 首席判事)

この種の事件における商店主の義務は十分に確立されたものであって、店主は、買物客が歩行する商店の床を相当程度安全に維持できるように相当の注意を払うべき義務を負うとされており、仮に、被害者が覚知し得ない異常な危険が存在し、かつ、

右危険が、それが存在することが予測されず、又はそれが存在すべきではないような種類のものである場合には、いかにして事故が生じたのかを説明すべき立証責任が被告に課せられるのである。

本件において、事故が発生したのが店内が客で混雑する時刻であった場合には、被告が床に落ちていた物を除去しなかったという理由で、被告に過失ありと言うことは困難であると思われるが、実際には、事故は客の少ない閑散とした時刻に生じたのであるから、被告は、単に床の安全性に関して相当の注意を払っていたと言うのではならず、「この物質がいかにしてその床に付くに至ったかを説明するか、又は、床の状態及び事故の直前におけるそれに対する監視について、被告が有する以上の証拠を提出するか、いずれかの責任が課せられる」と考える。しかし、被告は右説明を行なわなかったし、床の状態についての証人も召喚されなかったので、被告の立証責任は果たされなかったものと思われる。従って、本件原告は損害賠償金を取得する権利を有すると判断されるのである。

二 ウォード事件で区別された事件（原告敗訴事件）

(三) リチャーズ対W・F・ホワイト会社等事件

「一九五七年四月一日高等法院女王座部判決」(Richards

ネグリジェンス訴訟における過失の立証と事実推定則 (res ipsa loquitur)

v. W.F. White & Co, and Another [1957] 1 Lloyd's Rep. 367.)

(1) 事実関係

本件原告リチャーズは、テムズ荷揚会社によって雇われていた港湾労働者であったが、事故当時、アルゼンチン国籍の船の船倉から一般船荷を下していた。彼は午後二時に食事のために船倉を離れ、左舷甲板に出、「作業通路」と表示された通路を通って右舷に行き、タラップを下りて埠頭へと出た。一時間後に彼は食事から戻り、タラップを上って通路に入り、二、三步進んだところで、およそ一ヤード四方の油の溜りで足を滑らせて転倒し、体の一部が不具となる重傷を負った。このため原告は、当時、亜麻仁油 (linseed oil) の荷揚作業をしていたW・F・ホワイト荷揚会社を第一被告とし、船の所有者を第二被告として、身体傷害を理由とする損害賠償請求訴訟を提起した。

(2) 当事者の主張

原告は第一被告について、事故は、第一被告又はその使用者が過失により、油を通路上に漏出させ若しくはこれを放置したこと起因するとし、第二被告について、この油溜りが隠された危険状態を形成していることを第二被告は知り、又は知っていたはずであって、原告に、そのような油が存在することを警告せず、又は、それによって危害を被ることがないように原告

を保護しなかったことは、第二被告の過失であると主張した。

これに対して、第一被告は、その使用人が船のタンクから油を漏出させ、原告の主張するような油溜りを生じさせた事実はないと否定し、仮に亜麻仁油が甲板上に存在したのなら、それは第一被告とは無関係の者によって流出されたものであると主張する。また彼等は、船のタンクから左舷側に付けられたはしけへとパイプで油を搬出する作業を行なっていたのであるが、それは、甲板の下を右舷タンクから左舷タンクへ、そして左舷タンクから排油弁を通して外のはしけへ、という手順で油送され、この間何らの過失もなかったと主張する。更に彼等は、原告が、油の搬出作業が行なわれているタンクや排油弁に隣接している通路を使用したことについて、原告自身に過失があったのではないかと主張する。

第二被告は、問題の通路を常時管理し得るわけではなく、主張されたような警告又は保護を原告に対して行なうべき義務を負わないと主張し、或いは、原告の被った傷害について、第一被告若しくは原告自身の過失に原因があるとも主張する。

(3) 争点 (i)原告は、漏出していた油について、第一被告に責任があるということを立てし得たか否か。(ii)原告は、船上において生じ得る何らかの危険を、相当の迅速さをもって処理できるように合理的な手段を講ずべき第二被告の義務につき、そ

の義務違反があったことを立証し得たか否か。

(4) 判決 争点(i)(ii)の双方に対して消極的判斷。原告敗訴。

(5) 判決の要旨 (Devlin 判事)

第一被告又はその使用人が、漏出された油溜りについて責任ありとするには原告の提出した証拠ではあまりにも不十分である。問題となった油が、実際に亜麻仁油であったかも確定し得ないし、それが溜っていた位置も、第一被告が亜麻仁油の搬出作業をしていたそのパイプから漏出したのであるならば、当然溜ったであろうと考えられる場所とは異なっている。即ち、第一被告の提出した証拠によれば——これは信じるに足ると思われるものであるが——彼等の用いたパイプは左舷の側だけで使用されていたのであり、これに対して問題の油溜りは反対側の右舷に位置していたのである。従って、原告は第一被告に関する主張を立証し得なかったと判断される。

次に、この油がどのようにしてその場所にこぼされたかを知るのが不可能であるとしても、船主である第二被告には、偶発的に生じうる本件のような危険な状況を迅速に処理できるように合理的な手段を講ずべき義務が存在する。例えば、生じた危険が油によるのではなくその他の物による場合であって、その危険が船上に数日間放置され、しかも船主がそれについて何ら処置を施さなかったことを証明するような証拠があるならば、

それにより船主の過失について一応有利な証明 (prima facie case) が為されたとする事は可能である。

ところが本件の場合のように、危険を生ぜしめたのが油という特殊な物質であって、午後二時から三時までの間にそれが生じたと考えられるような状況においては、どのくらいの間油がそこに放置されていたかを証明するような何らかの証拠、或いは、合理的な検査体制を維持している注意深い船主であるならば、その油に気づくべきであったことが推定され得るような何らかの証拠が必要であると考えられる。しかしながら、本件において第二被告が、油のような危険物が無制限に放置されることがないようにするために合理的な検査体制を維持していたならば、そのような検査体制によって覚知されるに足りる程長い間油が放置されていた、ということを立てるような証拠は全く提出されなかった。従って原告は、第二被告に過失又は義務違反があったということを立てし得なかったものと判断されるのである。

三 参考判例

(四) ダルハンティ対J・B・ヤング会社事件 (原告敗訴)

「一九七五年八月二十九日オーストラリア連邦最高裁判所判決」
(Dulhanty v. J. B. Young Ltd. (1975) 50 A.L.J.R. 150.)

ネグリジエンス訴訟における過失の立証と事実推定則 (res ipsa loquitur)

(1) 事実関係

原告は、午後三時四五分頃被告の商店の通路を歩いていたところ、床に落ちていたブドウを踏んで転倒し傷害を負った。このため原告は、被告をこの建物の占有者として、また選択的に契約違反を理由として、オーストラリア首都地区最高裁判所 (Supreme Court of the Australian Capital Territory) に訴を提起した。

事実審裁判官は、提出された証拠に関して、(i)原告がブドウを踏みつける前に、どのくらい長くそれが床上にあったかという重要な問題を明らかにする証拠は何も提出されていないこと、(ii)原告提出の証拠では、ブドウが事故の発生するほんの直前に床に落されたとしても矛盾は生じないこと、(iii)事故が発生した場所周辺では、ブドウ又はその他の果物が落ちていいることは通常発見されなかったし、元来予測されそうにないことであったこと、を判示して被告有利の判決を下した。これに対して原告は、オーストラリア連邦最高裁判所 (High Court of Australia) に上訴し、事実審における主張を加えて、被告に相当な注意を払うべき義務の違反があったことをも主張した。

(2) 争点 (i) 事実審裁判官は、証拠の取扱いについて不合理であったか否か、又は誤まった結論に到達したか否か。(ii) 原告は、被告において、事故の原因となり得るような相当の注意を

払うべき義務の違反があったことを証明するような証拠を提出したか否か。

- (3) 判決 争点(i)(ii)の双方について消極的判断。上訴棄却。
 (4) 判決の要旨

(ア) バウウィック首席判事(Burwick, C.J.): 事実審裁判官が、証拠に基づいて、原告の事故は午後四時一五分前の店内が閑散とした時刻に発生したとし、しかも「ブドウの残滓が事故の後一〇分以上も依然としてそこにあったという事実は、この個所を清潔に維持するための何らかの体制が、適正に機能してはいなかったのではないかという疑念を生ぜしめる。しかしながら、そのことは、原告がブドウを踏みつける前にどのくらい長くそれが床上にあったかという、成否の鍵となる問題を解明しはしないように思える。」と述べて、前記事実関係に触れられた三点の判断を示しているが、それは全く正当なものであり、証拠の取扱いにおいて不合理であったか、又は誤まった結論に到達したと言い得る根拠は存在しない。

更に、原告が主張した事実の中には、被告の側において、事故の原因となったような相当の注意を払うべき義務の違反があったことを示す何らの証拠も見出せない。

事実審裁判官が、建物占有者としての被告に対する主

張が成功するためには、ブドウが床上に落された時がいつであったか、及びどのくらいの時間そこに置かれていたかについての証拠が不可欠であると述べているのは全く妥当である。これに加えて、被告が注意義務違反を問われるためにも同様のことが言い得ると思われる。

- (イ) メイソン判事(Mason, J.): 首席判事の意見に同意。
 (ロ) ジェイコブズ判事(Jacobs, J.): 首席判事の意見に同意するが、以下のことを付加したい。即ち、本件の如く、被告が、危険に対して取られるべき予防措置について知る手段を有し、事故の発生前の建物の状態を知り又は発見する手段を有しているような状況においては、原告は、立証責任を被告に転換させるためには、過失についての僅かな証拠を提出するだけでよいとされている。しかしながら、この場合原告が提出すべき証拠は、注意義務違反を示唆するような作為又は不作為の証拠のみならず、原告の傷害の原因となったような作為又は不作為を証明する証拠でなければならないとされるのである。本件において、事実審裁判官が、右のような証拠が不足していることは、原告の主張における治癒し難い欠陥である、と判断したことは極めて妥当であると思われるのである。
- (まとめ・八木保夫)

三 解 説

本件をめぐる法律雑誌の評論ないしはノートは現在までに四件ほど見られる。英国を代表する三誌が各々ノートで本件を扱っているもので、以下、本件の問題点である事実推定則の本質が三誌でどのように解説されているかを中心にして、若干の解説を試みよう。

そもそも、「事実推定則」とは何であるか。これが実体法上の原理ではなく、証拠法上の法則であることは明らかである。

問題は、ネグリジエンス訴訟において、(1)どのような場合にこの法則の適用があり、(2)どの程度の立証により「事件の一応の有利な証明」(Prima facie case)をしたことになり、(3)被告にほどの程度の反証提出の責任が課されるか、という三点である。以上の問題に対しては、この法則をめぐる従来考えられてきている二つの対立した考え方があつた。

第一は、現在、イギリスの判例の中で一般にとられていると見られる「法律上の推定説」(あるいは法的立証責任転換説)である。この説によれば、(1)原告はネグリジエンスの立証責任を果たすためにこの法則に依ることができ、(2)その援用により事件の一応の証明をしたことになる。そして、(3)被告には過失がないことを証明すべき積極的かつ究極的責任が課されること

になる。この説によれば、事件の発生・展開に関して立証責任が原告から被告に転換するわけであり、被告の立証責任は通常の事件に比して重くなるのであるから、場合によっては被告に厳格責任を課すると同様の法効果を生じさせることにもなる。この点に批判が集まっているわけである。

第二は、イギリスを除くコモンウェルス諸国、とりわけオーストラリアで通説とされている「証拠法上の推定説」である。この説の下では、(1)原告は証拠法上の一般則にしたがつてこの法則により(特定の)事実の主張をすることができる。(2)この法則の援用により、その(特定の)事実につき証拠法上一応の証明をしたことになる。しかし、(3)被告の立証責任は消極的のもので足り、自己の過失不存在を終極的に立証する必要はない。したがって、もし、原被告の証拠が均衡していれば、証拠法的一般原則に従つて原告が敗訴するわけである。

以上の内容を各誌の判例コメントあるいはノート(便宜上、以下○○論文と称する。)についてみてみよう。第一に、マンチェスター論文では、多数意見ロートン判事の判示内容が被告の立証責任を証拠法上のものと見ていることなどを理由として、本件判決が一応望ましいものと評されている。しかし、被告会社の注意義務を非常に高く要求している(ヨウグルトがこぼれたらすぐに床を清掃しなければならぬなど)点で、多数意見

が全体的には批判されている。多数意見のミーゴ判事は、一九七一年のロイド事件⁽⁴⁾でも証拠法上の推定説を採っているが、被告会社に非常に高い注意義務を課す多数意見は、結果的には法律上の推定説を採用したと同じことになるから、この点をミーゴ判事はどう考えているかが問題とされるべきである。しかし、この評論を含めていずれの評論でも触れられていない。

マンディ論文⁽⁵⁾では、事実推定則をめぐってイギリス法の混乱があるということが、マンチェスター論文より一層明らかにされている。マンディ論文では、前述(2)の命題、すなわち、どの程度の立証があれば「一応の証明」が成立するかにつき、本件は十分な説明を与えていないと批判されている。この法則に関しては、イギリス法は「絶望的に混乱している」⁽⁶⁾とも指摘されているのである。その理由は、次の貴族院の二判例を見れば十分であろう。それは、コルヴィル事件⁽⁷⁾とヘンダスン事件⁽⁸⁾であり、いずれも英国の最高裁である貴族院が一九六九年に判示したものである。そして、重要なことは、前者では証拠法上の推定説が支持され、後者では法律上の推定説が採用されていると考えられることである。しかし、別の評論では、貴族院における法官貴族の意見と判決(結論)との関係で、この点に關して必ずしもそういった明確な分類をなしえないことも指摘されてお⁽⁹⁾り、貴族院自体によるこの問題の統一的解決が必要な訳である。⁽¹⁰⁾

本件控訴院判決も、これらの貴族院判決の統一的解決を試みるものでなければならぬはずであった。しかし、本件では、この点についての解決はないようであり、マンディ論文では、証拠法上の推定説にもとづく解決の必要性が主張されている。

第三のバレット論文も前二者と同様に本件に批判的である。バレット論文では、多数意見のロートン説は法律上の推定説であるとされており、⁽¹¹⁾前述のマンチェスター論文との対比上興味深い。そして、本評論では、ロートン説はイギリスの裁判所における通説を代表するものと指摘されている。バレット論文でも、この法則をめぐる問題点として、被告が自己の過失によることなく事故が発生したという立証をおこなった場合、あるいは、被告過失不存在の反証を被告がおこなった場合に、事実推定則の法効果はどうなるかといった疑問が提出され、かつ、これらの点につき明確な判示をしているイギリスの判例がほとんどないことが指摘されている。⁽¹²⁾

以上の三論文を検討してみると、各評者が多かれ少なかれ本件判決に不満であることは明白である。その原因は、事実推定則が証拠法上の推定則とされるべきかどうか、もしそうでないならば、法律上の推定の法効果および被告の立証責任論につきもっと明確な内容を判決に盛り込むべきであるとするものにより因ずると考えて良いように思われる。

この問題をめぐっては、既に一九七二年にオーストラリア国立大学教授エйтиアにより「イングランドとオーストラリアにおける事実推定則⁽⁴⁾」という論文が公にされており、上述の問題点は整理され、それに対して明確な解答が与えられている。

この論文を詳述するのは本判例評釈外の問題だが、結論的に言えば、法律上の推定説とその背後にある被害者救済法政策を可とするか、あるいはまた、証拠法上の推定説とその理論的明確さを可とするかが問題であり、この問題解決がイギリスでは前者に優位に、オーストラリアでは後者に優位になされているということである。法律上の推定説を採用して原告の立証負担を軽減させることは、公害・爆発・製造物責任事件のようた、証拠が企業秘密その他の理由により開示されず、あるいは原告に入手不能の場合には、法政策上有効と言えらるであろう。一方、通常の過失責任原則が適用されるべきである事件においては、証拠法上の推定説を採用することによりネグリジェンス訴訟を厳格責任論から区別することも必要である。本件の論点の一つはこの問題に明確に答えているかどうかであったとも言えようが、三評者の論ずるように、本件によつてこの問題はまた十分に解決済みとは言えないようである。

なお、前に(七九頁)述べたように、ほとんど時を同じくして全く同様の事件において下されたオーストラリア連邦最高

ネグリジェンス訴訟における過失の立証と事実推定則 (res ipsa loquitur)

裁判決の紹介があるが、これも前述のとおりオーストラリアの通説に従っており、両判決は奇しくも両国における事実推定則のとりえられ方を如実に示すこととなったことを付記しよう。

- (1) Manchester, Yoghurt Spillage and Res Ipsa Loquitur, 93 L. Q. Rev. 13 (1977); Munday, The Burden of Proving Negligence, 1977 Camb. L. J. 37; Barrett, A Matter of Res Ipsa Loquitur?, 39 Mod. L. Rev. 724 (1976); Goode, Notes, 93 L. Q. Rev. 486 (1977).
- (2) H. Street, The Law of Torts, 132 (5th Ed. 1972).
- (3) Manchester, *supra* note 1, at 13.
- (4) Lloyde v. West Midlands Gas Board, [1971] 2 All E. R. 1240.
- (5) Munday, *supra* note 1, at 37.
- (6) *Id.* at 39.
- (7) Colvilles Ltd. v. Devine, [1969] 1 W. L. R. 475.
- (8) Henderson v. Henry E. Jenkins and Sons, [1970] A. C. 282.
- (9) Munday, *supra* note 1, at 39.
- (10) Manchester, *supra* note 1, at 15.

- (11) Barrett, *supra* note 1, at 724.
- (12) *Id.*, at 726.
- (13) *Id.*
- (14) Atiyah, Res Ipsa Loquitur in England and Australia, 35 Mod. L. Rev. 337 (1972).
- (15) Goode, *supra* note 1, at 486.

(註と号・堀田牧太郎)